

# 感染症・食中毒の予防及び まん延防止のための指針



株式会社マウントバード

令和3年4月1日より施行  
令和4年3月1日より改定実施  
令和6年4月1日より改定実施  
令和6年11月1日より改定実施

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 株式会社マウントバード（以下「当社」という。）が運営する施設ならびに事業所（以下「施設」という。）では、自らが支援を提供する高齢者（以下「入居者等」という。）の安全管理の観点から、施設における感染症・食中毒対策は極めて重要であり、入居者等の安全確保は施設の責務であることから、感染を未然に防止し、発生した場合は拡大しないよう、可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

本指針は、感染症・食中毒の予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、施設における感染予防体制を確立し、入居者等の健康と安全を継続的に守るため、ならびに介護保険法「人員、設備及び運営に関する基準」に規定される「感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための措置」に係る規定を遵守することを目的として制定する。

### (職員の定義)

第2条 この指針において「職員」とは、当社が運営する施設等に勤務するすべての者（派遣職員、臨時職員等も含む）をいい、直接支援・介護を提供しない者（役員、事務職員等）も含まれる。

### (感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的考え方)

第3条 当社が運営する施設イコール職員が支援・介護を提供する介護現場は、「人（入居者等）が暮らしを営む場」であるため、一律・画一的にあれもこれもダメといった行き過ぎた管理は、入居者等の暮らしの自由度を損ない、暮らしの営みそのものである「基本的日常生活動作（食事、入浴、排せつ、更衣、整容、移動、起居動作）」と「手段的日常生活動作（食事の準備、掃除、洗濯、買い物等）」における入居者等の自立と自律の制限、職員との共同の機会を奪いかねない。

そこで当社の職員が感染症・食中毒の予防・再発防止対策を検討する上で忘れてはならないことは、感染対策として生活の自粛、活動の抑制ありきではなく、『どうすれば感染せず、入居者等が人としての暮らしの営みを続けてもらえるか』『どうすれば感染せず、職員が入居者等の人としての暮らしの営みを支援できるか』、『その機会や環境を継続的に提供し続けられるか』を徹底して考え抜くことである。

- 2 当社が運営する施設は、感染症等に対する抵抗力が弱い入居者等が多数生活または利用する場であり、このような環境は、感染が拡大しやすい状況にあることを認識した上で、平素から感染症・食中毒の未然防止に資する対策を実施する。
- 3 感染対策は前二項を踏まえ、国または自治体からの通知や地域の感染状況や等に応じて対策や制限等に緩急をつけ、入居者等の暮らしの営み、楽しみや生きがいを出来る限り維持できるようにする。
- 4 感染対策については、生活の規制や活動の抑制ばかりを指示するのではなく、規制・制限する活動等に対して可能な範囲で代替策や工夫を提案する。
- 5 感染対策として自粛や制限を行った場合は、国・自治体からの指示や地域の感染状況等を鑑みて、入居者等の暮らしの営み・楽しみ・生きがいを取り戻すための取り組みを行う。
- 6 感染症・食中毒の予防・再発防止対策の検討ならびに本指針や別に定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアル（以下「マニュアル」という。）」の作

成・改訂を行う場合においては、職員の個人的な私見や私感によって行われてはならず、国または市町村、保健所等が発する通知ならびにガイドライン、手引き等を参考することで対策等の根拠（エビデンス）とし、以って根拠（エビデンス）にもとづく感染対策およびマニュアル・指針とする。

- 7 前項に定める根拠（エビデンス）は、本指針「別紙1」にあるものとする。  
但し、当該通知等が廃止された場合はこの限りではない。

## 第2章 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

### （感染症・食中毒対策責任者）

第4条 本指針による感染対策の責任主体を明確にするため、施設ごとに感染症・食中毒対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

- 2 対策責任者は、施設のホーム長または管理者（以下「ホーム長等」という。）とする。  
ただし、同一建物若しくは同一または隣接する敷地内および当社が区分する複数の施設等からなるエリアの施設の場合は、最低1名以上のホーム長等を以って、各施設の対策責任者とすることができる。

### （対策責任者の責務）

第5条 対策責任者の責務は次のとおりである。

- （1）管轄する施設の監督者として、本指針第4章に規定される「平常時の対策」を自ら実行することができ、施設職員の模範者となること。  
（2）本指針第6条に規定する「感染症・食中毒対策担当者」の職務補佐および代行  
（3）新規入居者等の感染症既往情報の把握  
（4）入居者等・職員の健康状態の把握  
（5）感染症対策推進担当者の選任および解任  
2 次の職務は、当該施設の事業を管理監督する部長の職にある者（以下「事業部長」という。）と共同し、担当する。  
（1）感染症・食中毒発生時における入居者等ならびに代理人（家族等）への報告  
3 次の職務は、本指針第8条に規定する「感染症・食中毒対策委員会」ならびに事業部長と共同し、担当する。  
（1）感染症・食中毒発生時における市町村、保健所ならびに各関係機関等への報告  
（2）感染症・食中毒発生時における本指針ならびにマニュアル、市町村、保健所からの指示等にもとづいた感染対策および拡大防止の指揮  
4 次の職務は、「感染症対策担当者」と共同し、担当する。  
（1）感染症・食中毒発生時における感染症対策委員会ならびに事業部長への報告  
（2）感染症・食中毒終結後の経過記録等の整備  
（3）前号の経過記録等の感染対策委員会への提出

### （感染症・食中毒対策担当者）

第6条 感染症・食中毒の予防及びまん延防止についての措置等を適切に実施するため、各施設に、「感染症・食中毒対策担当者」（以下「対策担当者」という。）を1名以上配置する。

2 対策担当者は、本指針第4条に規定する対策責任者が、当該施設の職員の中から選任する。また、いつでも解任を行うことができる。

#### (対策担当者の職務)

第7条 対策推進担当者は、対策責任者に相談・報告・指示のもと、次の職務を担当する。

- (1) 本指針第8条に規定する「感染症・食中毒対策委員会」への出席ならびに委員会活動への参加
- (2) 前号に関する活動報告ならびに決定事項等の職員への周知と普及
- 2 次の職務は、対策責任者の補佐および代行のもと、担当する。
  - (1) 本指針ならびに感染対策に関するマニュアルの職員への周知
  - (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する基礎的内容等の普及と啓発
  - (3) 所属施設での感染症・食中毒対策の実施状況の把握と評価に関すること
  - (4) 前号の結果等に関する感染対策委員会への報告
- 3 次の職務は、「対策責任者」と共同し、担当する。
  - (1) 感染症・食中毒発生時における感染症対策委員会ならびに事業部長への報告
  - (2) 感染症・食中毒終結後の経過記録等の整備
  - (3) 前号の経過記録等の感染対策委員会への提出

#### (感染症・食中毒対策委員会の設置)

第8条 当社は、各施設における感染管理活動の基本となる組織として、「感染症・食中毒対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の委員長ならびに副委員長は、本指針第4条に規定される施設ごとに置かれている対策責任者のうち、当社本部部長が指名した者とする。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し会務を掌理するとともに、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 委員会の委員は、本指針第6条に規定される施設ごとに置かれている対策推進担当者により構成する。
- 6 必要がある場合は、委員に外部有識者等の第三者を加えることができる。
- 7 必要がある場合は、委員会の開催にあたって、外部有識者等の第三者をオブザーバーとして招聘し、その意見や助言等を聞くことができる。
- 8 委員会は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め意見等を聴取することができる。
- 9 委員会の事務局は、当社本部に置くこととする。

#### (委員会の責務)

第9条 委員会は、感染に関する国または市町村、保健所等から発出された最新の情報を把握し、本指針ならびに感染対策に関するマニュアルについて、最新の情報に沿った内容を整備する。

- 2 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する、職員への研修と訓練をとおして、当社または各施設の課題の発見と把握に努め、課題がある場合は、検討及び対策を講じる。
- 3 各施設職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針ならびにマニュアルに基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行う。

### (委員会の開催)

第10条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会は6か月に1回または感染症・食中毒発生時に開催するとともに、委員長が必要と判断した場合は、臨時に委員会を召集することができる。

なお、感染症・食中毒発生時に開催される委員会へは、感染症・食中毒が発生した施設を管理監督する事業部長も当該委員会へ出席するものとする。

- (2) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する取り組みや、取り扱う事項が相互に関係が深い場合は、他の会議（委員会）と一体的に行うことができるものとする。

- (3) 委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

- (4) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、指針等の見直しを行うこととする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 感染に関する最新情報を把握し、本指針・マニュアル等の作成および見直し

- (2) 本指針ならびにマニュアル等の各施設への周知に関すること

- (3) 緊急を要する感染予防に関する決定事項

- (4) 本指針第11条に規定する「感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修」の企画構成、実施に関すること

- (5) 本指針第12条に規定する「感染症発生時を想定した訓練（シミュレーション）」の企画構成、実施に関すること

- (6) 感染症・食中毒発生時における法人ならびに施設内の連絡体制および市町村、保健所ならびに各関係機関等への連絡体制の整備に関すること

- (7) 本指針第7条第2項第4号に規定する対策推進担当者からの報告にもとづく各施設の感染症・食中毒対策の実施状況の把握と分析

- (8) 前号の分析の結果、改善等が必要な場合における改善策等の検討ならびに各施設または改善を要する施設に対する改善策等の周知

- (9) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための各施設職員への周知や啓蒙

- (10) その他、感染症・食中毒の予防及びまん延防止の活動に関すること

3 次の職務は、本指針第4条に規定する「対策責任者」ならびに事業部長と共同し、担当する。

- (1) 感染症・食中毒発生時における市町村、保健所ならびに各関係機関等への報告

- (2) 感染症・食中毒発生時における本指針ならびにマニュアル、市町村、保健所からの指示等にもとづいた感染対策および拡大防止の指揮

### 第3章 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練に関する基本方針

#### (感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する研修)

- 第11条 委員会において、感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員への研修を次のとおり行う。
- (1) 定期的な教育・研修（認知症対応型共同生活介護は年2回以上。その他の事業は年1回以上）
  - (2) 新規採用者への感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための研修
  - (3) その他、委員会及び委員長が必要と認めたときに行う随時研修
- 2 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修の内容は、原則、次の各号に掲げる事項により企画構成を行う。
- (1) 代表的な感染症についての正しい知識の習得
  - (2) 本指針第3条に規定される「感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関する基本的考え方」の理解
  - (3) 本指針やマニュアルに記載された感染対策の習得
  - (4) その他、感染症・食中毒の予防及びまん延防止に関すること
- 3 研修の実施は、基準省令解釈通知(13)衛生管理等ハにもとづき、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、法人ならびに各施設の実態に応じて行う。
- 4 第1項に定める研修については、外部講師等を招聘して行うことができるものとする。
- 5 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存をする。

#### (感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する訓練)

- 第12条 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において職員が迅速に行動できるよう、本指針に定める発生時の対応にもとづき、委員会において、職員に対する訓練を次のとおり行う。
- (1) 定期的な訓練（シミュレーション）（認知症対応型共同生活介護は年2回以上。その他の事業は年1回以上）
  - (2) その他、委員会及び委員長が必要と認めたときに行う随時訓練（シミュレーション）
- 2 訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。
- 3 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための職員に対する訓練の実施内容については、訓練資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存をする。

## 第4章 平常時の対策

### (平常時からの感染予防策)

第13条 平常時における感染予防策として、次の各号に掲げる事項について、別に定める「マニュアル」に定める。

- (1) 職員自身の標準感染予防策
- (2) 入居者等の健康管理と呼びかけ
- (3) 代理人（家族等）および来訪者への呼びかけ
- (4) 施設の衛生管理
- (5) 日常の支援にかかる感染対策
- (6) 調理行為等にかかる食品衛生
- (7) その他、平常時からの感染予防策に関すること

## 第5章 発生時の対応

### (感染症等発生時の対応)

第14条 万一、入居者等または職員について、感染症もしくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じた際は、次の対応を速やかに実施する。

- (1) 職員は、入居者等の健康管理上、感染症または食中毒を疑ったときは、速やかに「入居者等と職員の症状の有無、発生日時、発生場所」などについて、ホーム長（感染対策責任者）に報告する。
- (2) ホーム長（感染対策責任者）は、感染症または食中毒の疑いのある状況を職員から報告を受けた場合ならびに診断が確定した場合は、下記の対応を行う。
  - ア 施設内の職員に対する必要な指示
  - イ 疾患の適応する法律に則り定められた行政への報告
  - ウ 本指針第8条第2項に規定する委員会の委員長への報告
  - エ 事業部長への報告
  - オ 本部部長への報告
- (3) 感染拡大の防止  
職員は、事業部長ならびにホーム長（感染対策責任者）の指揮の下、別に定めるマニュアルに従い、感染対策を実施し、感染拡大防止に努める。
- (4) 記録  
ホーム長（感染対策責任者）ならびに本指針第6条に規定する感染対策推進担当者は、感染症または食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じた際の入居者等の状況および各入居者等に講じた措置等を記録する。
- (5) 行政への報告  
ホーム長（感染対策責任者）および事業部長ならびに感染対策委員会は、次のような場合には迅速に市町村の主管部局に報告するとともに、当該施設所在地を管轄する保健所への報告を行い、発生時対応等の指示を仰ぐ。  
なお、報告書式は、市町村ならびに保健所の指定様式とする。

[報告が必要な場合]

- ア 感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が発生した場合
- イ 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全入居者等の半数以上発生した場合
- ウ アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特にホーム長（感染対策責任者）および事業部長ならびに感染対策委員会が報告を必要と認めた場合

[報告する内容]

- ア 感染症もしくは食中毒が疑われる入居者等の人数
- イ 感染症もしくは食中毒が疑われる症状
- ウ 上記の入居者等への対応や施設における対応状況等

(6) 管轄保健所への届出

医師が感染症法、結核予防法または食品衛生法の届出基準に該当する入居者等またはその疑いのある者を診断した場合は、これらの法律にもとづき管轄保健所への届出を行う必要がある。

(7) 代理人（家族等）への報告・説明

事業部長ならびにホーム長（感染対策責任者）は、感染症もしくは食中毒の発生またはそれが疑われる状況が生じた際は、代理人（家族等）に対して報告・説明を行い、誠実に対応する。

(8) 本部部長への報告

委員会と事業部長ならびにホーム長（感染対策責任者）は、本条第2号オの報告以降隨時、感染症・食中毒発生時に開催される委員会の審議内容、本条第3号から第7号に関する内容等について、本部部長へ報告する。

## 第6章 その他

### （サービス提供拒否の禁止）

第15条 施設は、入居または利用の予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果、感染症や既往であっても一定の場合を除き、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととするが、明らかに疥癬の症状と診断が出ている方、また医師の許可を得られない、他入居者等と職員への感染の危険性が高い方については、医師より完治の診断が出てからの受け入れとする。

### （当該指針の閲覧）

第16条 本指針は施設に備置きまたは当社ホームページ等に掲載し、入居者等および代理人（家族等）の閲覧に供するものとする。

**(記録の保管)**

第17条 委員会の審議内容に関する諸記録及び施設内における感染症・食中毒の発生時に関する諸記録は5年間保存する。

**(損害賠償責任)**

第18条 施設は、その責に帰すべき事由により入居者等に生じた損害について賠償する責任を負う。

**(指針の改廃)**

第19条 本指針の改廃は、必要に応じて当社本部部長が行うものとする。ただし、改定の内容については、委員会の承認を得るものとする。

2 委員会は、本指針の改廃の必要があると認められるときは、委員の過半数により改正案を作成し、委員会委員長に提出することができる。

**附 則**

本指針は令和3年4月1日より施行する。

本指針は令和4年3月1日より改定実施する。

本指針は令和6年4月1日より改定実施する。

本指針は令和6年11月1日より改定実施する。

株式会社マウントバード 感染症・食中毒の予防及びまん延防止のための指針 **別紙1**  
(令和6年7月1日現在)

本指針第3条第6項ならびに第7項に規定にもとづき、感染症・食中毒の予防・再発防止対策の検討ならびにマニュアルや本指針の作成・改訂を行う場合の「根拠（エビデンス）」は以下のとおりである。

**介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引き 第3版**

厚生労働省老健局 令和5年9月

掲載場所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

**介護職員のための感染対策マニュアル | 概要版 | 第3版 施設系・通所系・訪問系**

厚生労働省老健局 令和5年12月

掲載場所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

**家庭でできる食中毒予防の6つのポイント**

平成9年3月31日衛食第110号生活衛生局食品保健課長通知

掲載場所

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/01\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/01_00008.html)

根拠となる公文書→平成15年3月31日 老計発第0331003号厚生労働省老健局計画課長「特別養護老人ホーム等における入居者の調理行為等について（疑義回答）」

今般の基準省令の改正により、小規模生活単位型特別養護老人ホームは、「入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない」と規定された。この「日常生活における家事」には「食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミだしなど、多様なものが考えられる」ことが通知で示されている。

こうした取組みは、今後、従来型の施設でも進んでいくものと考えられるが、特別養護老人ホームについては、調理室に食器、調理器具等を消毒する設備を設けること、調理に従事する者の検便を行うことなどが示されており、調理室以外の場所で入居者が調理等を行うことは、食品衛生に関する諸規則に照らして問題があるのではないか。

また、痴呆性高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）において、入居者が調理等を行うことについても、同様の問題はないのか。

1 特別養護老人ホームにおける衛生管理については、運営基準に包括的な規定を設けるとともに、特に高齢者は食中毒等の感染症にかかりやすく、集団発生や重篤な事例が懸念されることに照らし、累次にわたって関係通知により食中毒予防の徹底を図っているところである。

2 したがって、当該施設において、運営基準及び関係通知に従った衛生管理上の措置が講じられていれば、入居者が調理室以外の場所で簡単な調理（米を研ぐ、野菜の皮をむく等）、盛りつけ、配膳、後片付け（食器洗い等）などを行うこと自体には、食品衛生上の規制に照らして問題があるわけではない。

3 なお、「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」（平成9年3月31日衛食第110号生活衛生局食品保健課長通知「家庭を原因とする食中毒の防止について」の別添）を添付（→このQAには添付なし）するので、衛生管理上の措置を講じる上で活用するよう指導されたい。

また、入居者が調理等を行うのを支援する介護職員は、検便を行う必要はないので、留意されたい。

4 前記については、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）も同様である。